

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット2019年7月31日 第109号
TEL592-5000 fax 571-4346
803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍改憲の息の根を止めるため、 憲法を学び、くらしに生かす運動を！

代表世話人座長 荒牧 啓一

第25回参議院選挙の結果が出ました。個人的には、弁護士の後輩で、安倍政権による憲法改憲の反対運動、有明訴訟・ハンセン病被害者救済訴訟など数多くの人権課題で先頭で頑張っていた仁比そうへい議員の三選が実現できなかったことは非常に残念です。

今回の参議院選挙、自民党は57議席（前回67）、公明党は14議席（同11）で与党は計71議席で改選議席の過半数となりました。しかし、安倍政権での改憲に前向きな維新維新の会10議席（同7）、与党系無所属を加えた「改憲勢力」は160議席で、改憲の発議に必要な「3分の2」の164議席には届きませんでした。

安倍首相は、これで安倍政権「6連勝」で「力強い信任」を得た、憲法「改正」の議論の土台は整ったとして、総裁任期



中の改憲を目指す発言をしています。

しかし、改憲派「3分の2」阻止は「安倍改憲」が国民的には求められていないことを示しています。

又、自民党は、今回の参院比例区で前回と同じ19議席を獲得しましたが、得票数は2011万票を1770万票と240万票も大きく減らしています。

自民党の絶対得票率（対有権者）は16.73%で6人に1人しか政権党を支持していないのが現状です。公明党も前回から100万票も後退し、98年新進党から公明党復活以来最低です。

他方、1人区の選挙区では、市民と野党の共闘は10議席獲得しました。前回から1議席減っていますが、6年前は2議席でした。そして、山口、宮崎、福井を除く29県で4野党の比例得票計を大

きく上回りました。愛媛では200%を超えました。本気の共闘ができたところ

では、大きな成果がありました。
市民と野党の共闘に光を見出せます。

この夏から秋にかけては、アメリカのトランプ大統領との貿易協議の内容が明らかになり、イランの有志連合への参加の問題、そして消費税10%への増税等々と私たち国民の暮らしと平和に重大な影響を与える問題が目白押しです。

私達は、引き続き、倦まず弛まず地道

に、日本国憲法のすばらしさを学習し、周りに広めて、暮らしに活かす努力をしていきましょう。

曾根9条の会総会、駅前宣伝100回記念も

6月22日、曾根9条の会総会が開かれ、北九州憲法ネット野瀬事務局長が、来賓として出席しました。曾根9条の会は、JR 下曾根駅での憲法宣伝を日常的に行っており、今回それが100回を超えたことでのお祝いの場ともなりました。



27人の会員や応援の方が集まり、うたごえや、懇談がはずみ、和やかな集会となりました。高齢の参加者からは、「戦時中の思い出」がリレートークで話されました。門司での空襲体験、サーベルをした軍人の首切り自慢話を聞いたこと、小倉南区吉田で、毒ガス充填に従事した人の話を聞いた経験などが出され、改めて、戦争の怖さを知らされました。

ロングラン宣伝(6月15日)65筆集まる 雨の中、高校生も署名

6月15日、小倉地区の会は、北九州憲法共同センターと共同して、「小倉駅前ロングラン宣伝」を行いました。あいにくの雨となり、宣伝や、署名の場所が狭くなって、周辺の方犬猫の保護団体には、迷惑をかけましたが、2時間の宣伝を頑張りました。高校生などが、2~3名が署名板の周りを取り囲んで、署名するシーンも見られました。参加者55人で、署名は65筆集まりました。



憲法随想 貧困って何だろう

～生活保護引き下げ違憲訴訟意見陳述より～

北九州第一法律事務所
弁護士 諸隈 美波

1 みなさんご存じのように憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。いわゆる生存権です。そして同条2項では「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。

この憲法25条は、第二次世界大戦の惨禍の下、国家の責任によって広がってしまった貧困を克服し、人間の尊厳を保障する責務が国家にあることを宣言したものです。つまり、国には、国民に対し「健康で文化的な水準の生活」を保障する義務があり、さらに「社会保障の向上及び増進」に努める義務があるのです。

昨今の生活保護費の引下げは、この国に課された義務に反するもので憲法違反といえるものです。

2 では「健康で文化的な水準の生活」とは何でしょうか。この基準となるのが、生活保護基準です。そして保護基準は、その時代における貧困概念がいかなるものであるかを離れて考察することはできません。そこで貧困概念の変遷を見てみましょう。

3 まず、「貧困」とは何でしょうか。貧困とは「あってはならない生活状態」のことを言います。この「あってはならない生活状態」は、社会情勢や時代とともに変わるものです。古くは「絶対的貧困」と理解されていたものが、時代の変化とともに「相対的貧困」として理解され、現代においては、「社会的排除」という新たな概念によって捉えられつつあるのです

4 「絶対的貧困」とは貧困を「その総収入によって肉体的能率を維持するために十分

な栄養を得ることができない状態」と捉えるものです。戦後日本の生活保護もこの絶対的貧困概念が支配しており、極めて少額な保護費しか支給されずいわゆる朝日訴訟が提訴されたのはみなさんご存知かと思います。

5 その後、相対的貧困概念が誕生します。これは、「その社会で当たり前とされる生活ができないような経済的困窮」「通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されている状態」です。

貧困概念が絶対的貧困から相対的貧困へと発展すると連動して、我が国の保護基準も変わり、平均的世帯の生活水準に追いつくことを目的とする「格差縮小方式」や、追いついた後は均衡を図ることを目的とする「水準均衡方式」が採用されてきました。

6 その後、1980年頃から社会的排除という概念が誕生します。社会的排除とは、内閣府チームの報告書による^①定義によれば「物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも拒まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくこと」です。

日本では、条約や社会福祉に関する様々な法律で、社会的包摂やあらゆる人の社会参加を理念・権利としており、具体的な政府の政策・提言等においても社会的排除を貧困と位置付けています。つまり、現代日本における「貧困」(あってはならない生活状態)とは、社会的排除によって理解されているのです。

7 では何をもって「社会的排除」であると判断すべきでしょうか。

EU各国では、社会的排除の基準を策定し社会的排除による貧困の状態を計測し国の政策に活用しています。日本でも筆頭として・EU各国の研究を参考にして・社会的排除の指標の構築をしました。ある研究では、基本的な衣食住が不足しているというこれまでの貧困指標に加え以下のような指標を挙げています。[年金制度や医療保険制度等、様々な制度・社会サービスから排除されていること。親戚・友人との付き合いがない、頼れる人がいない等、人とのコミュニケーションや、社会関係が欠如していること。泊りがけの旅行や、外食、様々な社会活動等、レジャー・社会参加が欠如していること。また、このような社会的排除の観点に立脚した基準で生活保護費を推計した場合、現在の保護基準は最低生活費に全く足りていません。

こうした状況にもかかわらず、国は、総額約760億円にも及び引下げ（平成25年）を行いました。またあろうことか、昨年10月には、総額160億円規模のさらなる保護費削減を行いました。引き下げられた保護基準は、社会的排除概念に全く対応できていないだけでなく、肉体的生存の維持さえできていればよいという絶対的貧困概念に再び戻っているとわざわざを得ません。

どうかお社会的排除という貧困概念を踏まえると、保護費の乱暴な引下げは、最低限保障されるべき絶対的な水準を割り込むものであり、生活保護受給者らはあってはならない生活状態を強いられているのです。今後も裁判は続きます。ご支援のほどよろしくお願い致します。

カンパありがとうございます。そして、お願い！

当会は、一貫して、憲法及び9条を学び、守り発展させるため、学習会や講演会、署名活動、街頭宣伝などの諸活動を行ってきました。ニュースの発行は、90号になりました。毎回700人の方にニュースをお送りしたり、手渡ししたりしています。その費用は、当会は会費がないのですべてカンパで賄っています。安倍政権の憲法破壊、立憲主義無視の暴走を阻止する戦いは山場です。しかし、当会の活動資金が枯渇しています。皆さんのお力で当会の活動を支えてください。

振替番号：01700-8-115768 名義：「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ 5月 一ノ瀬和世 織田博吉 桑田勲二 吉田素子 **6月** 野瀬秀洋 小沢和秋 川原巖誠 吉野高幸 長野忠幸 新地美智子 稲津征雄 稲津克子 奥田正 本田実 玉井史太郎 高岡純子 稲月道子 内田つなお 織田博吉 小倉東総合法律事務所荒牧啓一 牟田陽雄 上西創造 戸上省二 上田義彦 上田秀子 渡辺末子 久保教子 田島勝彦 松山登美子 妹川恵美子 吉本まさ江 **7月** 松井岩美 松井玲子 三崎英二 藤本久子 小泉孝 吉永一 渡辺満子

メッセージ ●カンパ以外にお役に立てなくなって本当に残念です。がんばって下さい。6/3 K. O ●毎号ありがとうございます 6/3 T. K ●お変わりないでしょうか。福岡市に転居しておりますが、お伝えできずすみません。これからもよろしくお願ひします。6/5 M. H ●気持ちばかりの少額で申し訳ありません。6/5 T. O ●カンパよろしくお願ひします 6/6 J. T ●九条こそが平和の守護神、平和のために奉げましょう 6/9 S. U ●少しですが、9条を何としても守りましょう！ 6/18 S. W ●少ないけどカンパします！！ 6/18 N. K ●ネットニュースありがとうございます。少しばかりですが・・・ 6/26 K. E子 ●カンパとして 7/8 E. M

9条の会メルマガ詳細版2019年7月25日第302号

編集後記～安倍改憲勢力の3分の2議席を阻止した

安倍晋三政権と与党のなりふり構わない選挙戦でしたが、立憲野党と市民の共同の運動は、1人区の統一候補の10勝をはじめ、自民党の議席を減らし、改憲派に3分の2を与えませんでした。大きな勝利です。今後、安倍首相らは野党の陣営に手を突っ込み、改憲発議可能な議席の再編・確保に全力を挙げてくるでしょう。改憲阻止の闘いはここから、闘いはいまから、ですね。(T)